

「岐阜県福祉友愛プール・福祉友愛アリーナ施設・設備保守管理業務」の調達に関する一般競争入札公告

「岐阜県福祉友愛プール・福祉友愛アリーナ施設・設備保守管理業務」の調達について、一般競争入札を行うので、一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会会計規程により公告する。

令和8年1月5日

一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会 会長 岡本 敏美

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

岐阜県福祉友愛プール・福祉友愛アリーナ施設・設備保守管理業務

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託業務期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

(5) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に受けていないこと。

(6) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと

(7) 平成27年4月1日以降から入札参加資格確認申請書を提出する日までに、同等程度のプール施設及び体育施設の管理運営実績を有すること。

(8) 岐阜県内に本店又は支店を有すること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部署

住所：〒502-0854 岐阜市鷺山向井 2563-18

部署：岐阜県福祉友愛プール指定管理者

一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会 施設課

電話：058-295-1100

FAX：058-295-1020

Mail：yuai-pool@gpsa.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月9日（金）までの午前10時から午後5時まで。ただし、休館日（火曜日）は除く。

イ 交付場所

3の(1)と同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は上記3の(1)まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和8年1月14日（水）午後5時

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和8年1月19日（月）までに通知する。

（併せて「別紙2 入札保証金・契約保証金に係る実績調書」及び付属書類を提出してください。）

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年1月29日（木）午後2時から
(郵送不可)

イ 場 所 岐阜県岐阜市鷺山向井2563-18
岐阜県福祉友愛プール 2階会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)と同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

- ① 金額は、入札しようとする金額の 100 分の 5 の額
- ② 入札保証金は、現金とする。ただし、国債証券又は岐阜県公債証券をもってこれに代えることができる。
- ③ 前項ただし書の有価証券は、無記名証券に限るものとし、その価格は、額面金額によるものとする。

(2) 入札保証金の免除

以下に該当する場合、免除とする。

- ① 入札に加わろうとする者が保険会社との間に本会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- ② 入札に加わろうとする者が、過去 2 年の間に岐阜県又は本会と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結したとき。
- ③ 入札に加わろうとする者が官公署であるとき。
- ④ 競争入札に加わろうとする者が、落札者となった場合において契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 入札保証金の返還

入札保証金は落札後に還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金は、契約締結後に還付するものとする。

ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がないときは、直ちに再度の入札をすることがある

エ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者が入札参加資格の確認において虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 入札者が同一事項に対し、2 以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (4) 入札に関して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札書に記名押印がないとき。
- (6) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (7) 入札参加資格を有しない者が入札したとき。
- (8) その他契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 郵送・電信による入札は認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。
なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。